

『防腐処理木材の利用拡大による建築物木材利用促進協定』締結



協定締結日：令和5年6月1日
有効期間：協定締結日～令和11年3月
対象区域：全国

日本木材防腐工業組合は、住宅・非住宅建築物において、構造部材・非構造部材として、他資材から防腐処理木材への切り替えを促進することや、建築物の耐久性に関するセミナー等を開催し、防腐処理木材を用いた耐久設計を担保するための知見の普及などの取組により、2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等に貢献することを内容とする協定を農林水産省と締結しました。

セミナー開催や展示会などについて農林水産省の支援をいただきながら、本協定の構想の達成に向けて活動いたします。